

月報私学

日本私立学校振興・共済事業団広報

2014

10

Vol.202



平成25年4月に新規開園しました。～トリック・オア・トリート～ハローウインの仮装をして地域をねり歩き、お菓子を沢山いただきました。秋にはシャケのチャンチャン焼き・木の実拾い・お米の収穫・芋ほりなど食育体験も沢山行い、豊かな感性を磨き、新しい発見に笑顔あふれる園児たちがいます。

写真提供：学校法人 三溝学園（北海道千歳市）

CONTENTS

●平成27年度 私学助成関係予算の概算要求	2
●平成27年度 専修学校関係予算の概算要求	5
●大学ポートレート（私学版）のご案内	7
●私立大学等経常費補助金Q & A	8
●平成26年度地域事務担当者研修会及び年金請求者向け説明会を開催します／ 医療費通知の送付	9
●年金の時効	10
●積立共済年金・共済定期保険 後期募集（平成27年4月1日加入）	11
●被扶養者認定申請事例集①	12
●I N F O R M A T I O N	14
●宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

平成27年度 私学助成関係予算の概算要求

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

私学助成については、私立学校が我が国の学校教育において果たしている役割の重要性に鑑み、私立学校振興助成法に基づき、私立学校の研究条件の維持及び向上、学生・生徒等にかかる修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めるため、その充実に努めているところです。

の要望等を踏まえつつ、震災・原発事故からの早期の復興と国民の「命を守り抜く」防災対策を徹底するために必

要な経費を計上しました。これらを踏まえた概算要求は8月29日に提出しました。

このうち、特に、私学助成関係予算については、一般会計では、673億円増の5030億円。また、復興特別会計では、154億円となっており、私学助成全体で5184億円を要求し

私立大学等経常費補助は、私立の大学、短期大学、高等専門学校学校教育又は研究にかかる経常的経費について補

一 私立大学等の経常費に対する補助

ています。

具体的な内容については、次のとおりです。

平成27年度概算要求 私学関係

事 項	平成26年度 予算額	平成27年度 要求・要望額	比較 増減	備考
(1) 私立大学等経常費補助	318,399	330,339	11,940	うち、 「優先課題推進枠」 16,000百万円
○概要： 建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を充実するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施。 ◆一般補助 281,902百万円（ 276,202百万円） 大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援する。 ◆特別補助 48,437百万円（ 42,197百万円） 2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、経営改革や地域発展に取り組む私立大学等に対し、重層的に支援する。 ・私立大学等経営強化集中支援事業 ・地方の「職」を支える人材育成 ・第三子以降の学生に対する授業料減免の充実 等 減免対象人数：約0.3万人増（26年度 約3.9万人→27年度 約4.2万人） ◆私立大学等改革総合支援事業 20,100百万円（ 14,400百万円） （上記の一般補助及び特別補助の内数） 教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する。 （参考：復興特別会計） ※特別補助 3,510百万円（ 4,733百万円） ・被災学生授業料減免等、被災私立大学等復興特別補助 被災学生の授業料減免等や被災地にある大学の安定的教育環境の整備への支援を実施				
(2) 私立高等学校等経常費 助成費等補助	104,040	107,587	3,547	うち、 「優先課題推進枠」 5,540百万円
○概要： 私立高等学校等の教育条件の維持向上や保護者の教育費負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図り、各私立高等学校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対して補助を行う。 ◆一般補助 91,754百万円（ 89,891百万円） 各都道府県による私立高等学校等の基盤的経費への助成を支援する。 ◆特別補助 12,833百万円（ 11,436百万円） 各私立高等学校等の特色ある取組を支援する。 ・教育の国際化の推進、教育相談体制の整備、特別支援教育に係る活動の充実、 学校安全の推進、授業料減免事業 ・幼稚園における障害のある幼児受入れ、預かり保育への支援 等 ◆特定教育方法支援事業 3,000百万円（ 2,713百万円） 特別支援学校等の特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援する。				

また、学校施設の復旧・耐震化や原子力災害からの復興支援など、被災地

事 項	平成26年度 予 算 額	平成27年度 要 求 ・ 要 望 額	比 較 増 減 額	備 考
(3) 私立学校施設・設備の整備 の推進 《※ うち、他局分》 〔他に、財政融資資金〕	百万円 8,698 《318》 〔36,700〕	百万円 60,379 《299》 〔41,700〕	百万円 51,681 《△19》 〔5,000〕	うち、 「優先課題推進枠」 57,700百万円
○概要： 建学の精神や特色を生かした私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援する。また、財政融資資金を活用し、学校法人が行う施設整備等に対する融資を行う。 特に、東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震に備えるべく、私立学校施設の耐震化の一層の促進を図る。 ◆耐震化等の促進 51,109百万円（7,357百万円） 学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、校舎等の耐震改築（建替え）事業及び耐震補強事業の防災機能強化のための整備等を重点的に支援する。 ◆教育・研究装置等の整備 9,270百万円（1,341百万円） 教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援する。 ◆私立大学等改革総合支援事業（上記の内数） 教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する。 ・私立大学等の全学的・組織的な改革取組を、施設・装置の整備を通じ支援する。 (参考：復興特別会計) ※耐震化等の促進 11,335百万円（4,957百万円） ・学校施設の耐震化等防災機能強化を促進するため、特に緊急性の高い校舎等の耐震補強事業のほか非構造部材の耐震対策を支援する。				
(4) 私立大学等教育研究 活性化設備整備事業	4,600	4,700	100	うち、 「優先課題推進枠」 4,700百万円
○概要： 教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、設備環境の整備を通じ支援する。 ◆私立大学等改革総合支援事業 4,700百万円（4,600百万円） 教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に全学的・組織的に取り組む私立大学等に対する支援を強化するため、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する。				
(5) 私立学校施設の災害復旧	(461)	(520)	(60)	
○概要： 東日本大震災によって被害を受けた私立学校のうち、津波被害地域、避難指示解除準備区域等にある学校の施設及び教育活動の復旧に必要な経費を支援する。 ◆私立学校施設の災害復旧 390百万円（364百万円） ◆私立学校のエデュケーション活動復旧 130百万円（97百万円）				
(6) 日本私立学校振興・共済事業団 への追加出資				
○概要： 私立学校施設の耐震化を促進するため、日本私立学校振興・共済事業団が実施する長期低利融資制度の需要増加に伴う政府出資金の追加				
総 額 〔 うち 優先課題推進枠 復興特別会計 〕	435,737 (一) (10,150)	503,005 (83,940) (15,366)	67,268 (5,216)	

※ 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

助するものです。

平成27年度概算要求においては、建学の精神や特色を生かした私立大学等の教育研究活動を支援するための基盤的経費を充実するとともに、被災地にある大学の安定的教育環境の整備や授業料減免等への支援を実施します。

一般補助では、教職員給与費など大

学等の運営に不可欠な教育研究にかかる経常的経費について57億円増の2819億円を要求しています。特別補助では、平成32年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、経営改革や地域発展に取り組む私立大学等に対する支援を充実するため、62億円増の484億円を要求するとともに、復興特別会計

においても、被災学生への授業料減免への支援など35億円を計上しています。

また教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革に取り組む私立大学等に対し、経常費・設備費・施設費を一体として重点的に支援する「私立大学等

改革総合支援事業」を引き続き実施するため、201億円を要求しています。

これらを含めた私立大学等経常費補助全体は、一般会計及び復興特別会計を合わせて、107億円増の3338億円を要求しています。

二 私立高等学校等の経常費助成費等に対する補助

私立高等学校等経常費助成費等補助は、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び特別支援学校に経常費助成を行う都道府県に対して、国がその一部を補助するものです。

平成27年度概算要求においては、一般補助の幼児児童生徒数の増減を反映するとともに、一人あたり単価を1・29%増額しています。

また、予算の重点化を進める「新しい日本のための優先課題推進枠」として、特別補助のうち「幼稚園特別支援教育経費」及び「教育の質の向上を図る学校支援経費」について、55億円を要望しています。

「幼稚園特別支援教育経費」については、障害のある園児の受け入れ人数が増加傾向にあることから、支援対象園児数の増等を行い、昨年度に引き続き6億円増と大幅に増額要望しています。

また、「教育の質の向上を図る学校支援経費」については、グローバル人材育成のため、英語をはじめとする外国語教育の強化、相談体制の整備などに取り組む学校への支援を拡充するため、加算単価の増額等を行い、16億円を要望しています。

このほか、私立幼稚園における預か

り保育推進事業等の子育て支援について、預かり保育を行う幼稚園に対する支援基礎単価を昨年度に引き続き増額要求することとしました。

これらを含めた私立高等学校等経常費全体としては、35億円増の1076億円を要求しています。

三 私立学校の施設・設備に対する補助

私立学校の施設・設備整備費補助は、建学の精神や特色を生かした質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援するものです。特に東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震に備えるため耐震化の一層の促進を図ることとしており、学生、生徒等の安全性の確保及び地域の応急避難場所としての機能を確保する観点から学校施設の耐震化を加速するため、校舎等耐震改築及び耐震補強、非構造部材の耐震対策、備蓄倉庫・自家発電設備等の防災機能強化等に対し624億円（うち500億円を優先課題推進枠で要求）を要求しています。

また、日本私立学校振興・共済事業団の融資を受けて実施される私立の大学・短期大学・高等専門学校並びに高等学校・中等教育学校・中学校・小学校・特別支援学校が行う老朽校舎（築30年以上）及び危険建物と認定された

旧耐震基準で建設された学校施設（昭和56年以前の建物）の建替え整備事業、私立大学病院の建替え整備事業について利子助成を行う私立学校施設高度化推進事業費補助についても要求しています。

さらに、私立大学等の全学的・組織的な改革の取り組みを支援する「私立大学等改革総合支援事業」において、施設・装置の整備を通じた支援を行うため、77億円を優先課題推進枠で要求しています。

このほか、アスベスト対策工事や身体障害者及び高齢者等の施設利用に配慮したバリアフリー化工事、情報教育や教育・研究の基盤強化などの教育研究機能の高度化のための装置・設備の充実、太陽光発電等の再生可能エネルギー活用に配慮した私立学校施設の整備の推進を支援します。

これらを含めた私立学校の施設・設備費全体は、一般会計及び復興特別会計を合わせて、対前年度581億円増の717億円を要求しています。

四 日本私立学校振興・共済事業団の貸付事業

日本私立学校振興・共済事業団の平成27年度の貸付事業については、私立学校の耐震改築・改修事業、老朽校舎等の建替え整備事業、施設・設備の整備等に対する貸付計画額を700億円とし、その財源の一部として財政融資

資金417億円を要求しています。

五 私立大学等教育研究活性化設備整備事業

前述の「私立大学等改革総合支援事業」の一環として、教育の質的転換、地域発展、産業界・他大学等との連携、グローバル化などの改革の基盤となる教育研究設備の整備を支援するため、47億円を優先課題推進枠において要求しています。

六 私立学校施設の災害復旧

私立学校施設の災害復旧については、東日本大震災によって被害を受けた私立学校施設を早期に復旧し、学校教育の円滑な実施を確保するために、必要な経費を補助するものです。

平成27年度概算要求においては、被災した私立学校施設のうち、津波被害地域、避難指示解除準備区域等にある復旧事業未着手等の学校施設の復旧事業に必要な経費として、約4億円を要求しています。

併せて、私立学校施設の災害復旧補助の対象となる私立学校を設置する学校法人に対し、教育活動の復旧に必要な経費を私立高等学校等経常費助成費補助において支援するため、約1億円を復興特別会計において要求しています。

専修学校、大学等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で職域プロジェクトを展開し、協働して、就労、キャリアアップ、キャリア転換を目指す社会人、生徒・学生、育児休業中・子育てのために離職している女性等に必要の実践的な知識・技術・技能等

成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

平成27年度概算要求として計上している主な事項は次のとおりです。

に努めています。

文部科学省では、このような専修学校の果たす役割の重要性に鑑み、専修学校制度の特色を生かした各種施策の充実等を図るなど専修学校教育の振興に努めています。

専修学校は、社会の多様な要請に即応した実践的・専門的な職業教育を行う教育機関として大きな役割を果たしており、教育基本法においても、専修学校を含めた職業教育の重要性が明らかにされ、その役割は益々高まっています。

文部科学省生涯学習政策局
専修学校教育振興室

平成27年度
専修学校関係予算の
概算要求

平成27年度概算要求 専修学校関係

能を身につけるための学習システム等を構築します。そのような取り組みを通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図るために必要な経費を計上しています。

1 国家戦略としての人材養成プロジェクト等の推進		[単位:百万円]	
		27年度 要求額	(26年度当初予算額)
○ 成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進【拡充】		2,390	(1,679)
専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産学官コンソーシアムを組織し、その下で職域プロジェクトを展開し、協働して、就労、キャリアアップ、キャリア転換を目指す社会人、生徒・学生、育児休業中・子育てのために離職している女性等に必要の実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。			
○ 職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進【拡充】		321	(183)
「職業実践専門課程」制度の説明会の開催や本課程の推進を担う教員養成研修モデルの開発・実証、認定校を中心とした第三者評価など更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウをとりまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供することにより、「職業実践専門課程」を通じた専修学校全体の質保証・向上を図る。			
○ 専修学校留学生就職アシスト事業		59	(68)
専修学校における外国人留学生に対する来日の動機づけから就職までを支援し、産業界等との連携の下、留学生受入れ拡大を図る。			
○ 国費外国人留学生制度(専門学校分)		747	(590)
・学部(専門学校)レベル 月額117,000円			
○ 戦略的な留学生獲得加速プログラム(専門学校分含む)		5,571 の内数	【新規】
優秀な外国人学生等に対して、来日前等に奨学金の支給決定を行うことにより、各大学等における戦略的な留学生獲得を支援する。			
○ 大学等の海外留学支援制度(専門学校分含む)		10,930 の内数	(7,784) の内数
・奨学金 (協定派遣型 [1年以内]) 月額 60,000円～100,000円 (協定受入型 [1年以内]) 月額 80,000円			
2 東日本大震災の復興に向けた支援			
○ 東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業		118	(235)
※ 復興庁一括計上			
専修学校や専門高校等の教育機関と地域・産業界が連携し、被災地の人材ニーズに対応した復興の即戦力となる人材や、次代を担う専門人材の育成を推進する。			
○ 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金		—	(—)
被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金(高校生修学支援基金)を活用し、授業料等減免措置に対する支援を実施する。			
(対象者) 震災により、職業技術の教育等を目的とする学校への就学が困難となった生徒			
・専修学校高等課程・専門課程:修業年限1年以上			
・専修学校一般課程、各種学校:原則修業年限2年以上			
(補助率) 高等課程(10/10)、専修学校一般課程・専門課程及び各種学校(2/3)			
(対象事業) 都道府県において行う授業料等減免事業			

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

心とした国際的通用性を持つ職業教育や第三者評価などさらなる質保証・向上の取り組みを推進し、課題やノウハウをとりまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供することにより、「職業実践専門課程」を通じた専修学

校全体の質保証・向上を図るために必要な経費を計上しています。

専修学校留学生就職アシスト事業

①海外の学生に対する日本留学勧誘や来日支援、②日本の中小企業等における専修学校の外国人留学生の受入れの推進、③専修学校における外国人留学生の就職支援等の取り組みを通じ、専修学校への留学にかかる人口から出口までの体系的な支援を実施するために必要な経費を計上しています。

東日本大震災からの復興を担う専門人材育成支援事業

震災により大きく変化した被災地（岩手県、宮城県、福島県）の人材ニーズに対応し、被災地において復興の即戦力となる専門人材や次代を担う専門人材を育成するとともに、その人材の地元への定着を図るため、専修学校における「専門人材育成のためのカリキュラム」等の開発・実証を行うために必要な経費を計上しています。

専門学校生の授業料等負担軽減事業

意欲と能力のある専修学校専門課程（専門学校）の生徒が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、特に経済的に修学困難な私立専門学校の生徒について、授業料等の経費の一部を支援し、修学にかかる経済的負担を軽減するために必要な経

専修学校の教育基盤の整備

以上のほか、教育装置や学内LAN装置の整備、学校施設や非構造部材の

費を計上しています。

耐震化工事、バリアフリー化工事、備蓄倉庫や自家発電設備の整備、太陽光発電導入工事、エコ改修工事に対する私立学校施設整備費補助及び情報処理関係装置の整備に対する私立大学等研

究設備整備費等補助について必要な経費を計上しています。

3 安心して学べる環境の実現に向けた修学支援

○ 専門学校生の授業料等負担軽減事業（仮称）【新規】

471 (0)

意欲と能力のある専修学校専門課程（専門学校）の生徒が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、特に経済的に修学困難な私立専門学校の生徒等について、授業料等の経費の一部を支援し、修学にかかる経済的負担を軽減する。

＜無利子奨学金事業費＞

108,700 (93,688)
の内数 の内数

※この他復興特別会計48億円

○ 大学等奨学金事業の充実（専門学校分含む）

※ 復旧・復興対策に係る経費（一部）

意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。このため、①無利子奨学金の貸与人員の増員や、②より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた詳細な制度設計や、システム開発等の対応の加速など、大学等奨学金事業の充実を図る。

＜事業費＞ 無利子奨学金 3,000億円 ⇒ 3,196億円（197億円増）
〔この他被災学生等分48億円〕
（有利子奨学金 8,677億円 ⇒ 8,650億円（27億円減））
＜貸与人員＞ 無利子奨学金 44万1千人 ⇒ 47万1千人（3万人増※）
※うち新規貸与者の増員分2万人
〔この他被災学生等分7千人〕
（有利子奨学金 95万7千人 ⇒ 93万9千人（1万8千人減））

○ 高等学校等就学支援金（高等専修学校分含む）

374,787 (386,800)
の内数 の内数

高等学校等に在籍する生徒等に対して高等学校等就学支援金を支給することにより、家庭の教育費負担を軽減する。
なお、併せて従来より対象であった専修学校高等課程と外国人学校である各種学校に加えて、これまで対象となっていなかった、専修学校一般課程及び外国人学校以外の各種学校生徒に対しても、就学支援金を支給することとする。

（参考）○新たに対象となる専修学校一般課程、各種学校
・次の国家資格者養成施設（中卒段階）の指定を受けているものを予定
准看護師、調理師、製菓衛生師、理容師、美容師の養成施設

4 専修学校の教育基盤の整備

○ 私立学校施設整備費補助金【拡充】

1,052 (843)

対象：学校法人・準学校法人立の専修学校（専門課程、高等課程）
【補助対象】

・ 教育装置や学内LAN装置の整備 107百万円
・ 学校施設や非構造部材の耐震化工事、バリアフリー化工事、
備蓄倉庫や自家発電設備の整備 862百万円
・ 太陽光発電導入工事、エコ改修工事 83百万円

○ 私立大学等研究設備整備費等補助金

223 (223)

対象：学校法人・準学校法人立の専修学校（専門課程、高等課程）
【補助対象】

・ 情報処理関係装置の整備 223百万円

○ 専修学校教員研修事業等補助

8 (8)

一般財団法人 職業教育・キャリア教育財団が行う教員研修に要する経費の一部を補助する。

大学ポートレート（私学版）のご案内

◆大学ポートレートとは

「大学ポートレート」は、国公私立大学・短期大学の多様な教育活動を広く社会へ発信する仕組みです。

大学・短期大学が「大学ポートレート」で発信する情報は、高等学校関係者、産業界及び地方自治体など、さまざまな立場の方が利用することが想定されます。中でも、大学進学希望者とその保護者（学費負担者）を最も重要なステークホルダーとして位置づけ、ユーザーにとってわかりやすい「大学ポートレート」にしています。

大学進学希望者が「大学ポートレート」を通じて各校の学びの特色、教育上のさまざまな取り組みなどを知り、自分の望む学校と出会う。そんなツールを目指して、「大学ポートレート」がいよいよスタートします。

◆大学ポートレート（私学版）の特徴

「大学ポートレート」は国公私共通の情報公表の仕組みですが、特に私学版については、建学の精神に基づいて行っている多種多様な特色・取り組みを発信できるよう構築しました。

私学版のトップページは、利用者に

助成業務

画面① 大学ポートレート（私学版）トップページ



とって使いやすいサイトになるような工夫をしています（画面①）。

「私立大学・短大について」は、私学への志願者の状況や財政状態はどうなっているのか、といった私学全体の状況を解説するコンテンツです。

また、公表される情報の中には多くの聞き慣れない専門用語が掲載されることを想定し、それを解説する「用語辞典」を設定しています。

各大学・短大のページでは、情報を見つけやすくするためにフォーマットを統一しています（画面②）。多くの項目で各校のホームページにリンクしていますので、より詳しい情報もご覧いただけます。

「大学ポートレート」には教育改善につながる効果も期待されます。「大学ポートレート」で他校の取り組み等について情報収集することにより、自校の取り組みを見直したり、新たな取り組みにチャレンジするきっかけにしたいと考えています。

画面② 各大学・短大のページ（サンプル）



私学事業団では、収集した教育情報を分析・活用して、一層効果的な学校法人への支援を行っています。

公表開始は、10月上旬を予定しています。詳細は、私学事業団ホームページをご覧ください。

問い合わせ先（私学振興事業本部）
私学経営情報センター 私学情報室
大学ポートレート担当
03(32330)7852・7853
Eメール center@shigaku.go.jp

私立大学等経常費補助金Q&A

学校法人から、補助金課に寄せられた質問を
Q&A形式でご紹介します

一般補助

○学生経費に係る調査票 (障害のある学生)

Q 本学では、障害のある学生に対する具体的配慮の取り組みとして、相談員を配置しています。ただし、障害のある学生が在籍しているのは既に学生の募集を停止しており、補助金の対象ではない学部のみです。この場合、本学の取り組みは障害のある学生に対する具体的配慮の取り組みとして対象になりますか。

A 対象になりません。障害のある学生が、補助金交付の対象とならない未完成・募集停止・欠格等の学部等のみに在籍している場合、次の①から④の取り組みについては、実施している場合であっても、対象にはなりません。

- ① 相談員の配置
- ② 授業等の支援の実施
- ③ 生活支援の実施
- ④ 自立に対する支援の実施

○教員経費に係る調査票 (教育研究補助者)

Q 本学では、大学院研究科博士後期課程に在籍していた学生2名を、それぞれ4月から9月までティーチング・アシスタント(T・A)、リサーチ・アシスタント(R・A)として雇用していましたが、それぞれ博士の学位を取得したことから、10月から3月までの6か月間、ポスト・ドクター(P・D)として雇用することになりました。この場合、本調査票のT・AとP・DあるいはR・AとP・Dにそれぞれ1名として申請できますか。

A それぞれの資格、年齢、勤務期間等の要件を満たしていれば申請は可能です。

なお、R・AとT・Aに同一人を重複して申請することはできませんので、その場合はいずれか一方での申請となります。また、P・Dと日本学術振興会特別研究員についても同様に重複して申請することはできません。

特別補助

○大学院等の機能の高度化への支援 大学院における研究の充実

「柔軟な勤務体制の構築」について

Q 女性研究者が研究と出産・育児等を両立できるよう、子どもが小学校に入学するまで、1日の勤務時間を6時間以内とすることを規程で定めています。この内容は育児・介護休業法で「努力義務」として扱われていますが、「育児・介護休業法の基準より柔軟な勤務体制の構築」に該当しますか。

A 該当します。育児・介護休業法では1日6時間以内の勤務時間制限を子どもが3歳になる前までと定めており、努力義務とされている小学校入学前までを対象としている状況は、法定以上の措置をとっていると判断できます。

「相談体制の整備」について

Q あらゆるハラスメントに対応できるように、相談室の設置やカウンセラーの配置をしています。全教職員を対象としており、女性研究者に特化したものではありませんが補助対象に該当しますか。

A 該当しません。教職員全体に対す

る取り組みがあっても、特に女性研究者の研究活動の継続を支援するようない取り組みでなければ対象となりません。例えば、「女性が相談しやすいように女性のカウンセラーを週一回派遣してもらっている」「女性研究者や職員のために、専用の相談室を他の教職員とは別に設けている」などが挙げられます。

根拠資料として、相談室にかかる案内や規程等で、女性研究者の研究活動の継続を支援する取り組みが確認できる資料などを保管してください。



問い合わせ先 (私学振興事業本部)

助成部 補助金課

一般補助

☎ 03(32330)7300～7302

7306～7308

特別補助

☎ 03(32330)7303～7305

7309～7311

Eメール hojokin@sugaku.go.jp

平成26年度 地域事務担当者研修会 及び年金請求者向け説明会を開催します

広報相談センター 相談班

地域事務担当者研修会

●研修内容

私学共済制度の事務にかかる基礎的な事項や手続き等の内容で初任者向けの研修です。

●参加対象者

共済事務担当者

●参加費 無料

●申し込み方法

地域事務担当者研修会を開催する地区の学校法人等に開催案内を送付します。「地域事務担当者研修会参加申込書」を同封しますので、申込締め切り日【必着】までに各ガーデンパレス共済業務課へ郵送によりお申し込みください。

●参加の可否通知

申込締め切り日後に参加の可否を申込者の連絡先住所宛てにお知らせします。

●その他

定員を超えた場合は、抽選となります。また、申込者が著しく少ない場合は、中止とさせていただくことがありますので、ご了承ください。

※詳しくは開催案内又は私学共済ホームページ「事務担当者コーナー」お知らせ」をご覧ください。

年金請求者向け説明会

●説明内容

私学共済の年金制度の概要及び退職共済年金の請求手続きや退職後の年金額の試算についての説明です。

●参加対象者

加入者（各ガーデンパレス共済業務課にお問い合わせください）

●参加費 無料

●申し込み方法

ブロック誌又は私学共済ホームページに掲載されている「年金請求者向け説明会申込書」により、申込締め切り日【必着】までに各ガーデンパレス共済業務課へ郵送によりお申し込みください。

●参加の可否通知

申込締め切り日後に参加の可否を申込者宛てにお知らせします。

●その他

定員を超えた場合は、抽選となります。また、申込者が著しく少ない場合は、中止とさせていただくことがありますので、ご了承ください。

※詳しくはブロック誌又は私学共済ホームページ「ぎょうさいトピックス」等をご覧ください。

医療費通知の送付

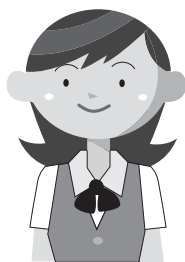
平成26年5月受診分の医療費について10月下旬に「医療費通知」をお送りします

業務部
短期給付課

加入者証等を使用して医療機関で受診すると、医療機関の窓口では一部負担金のみの支払いで済むため、実際にかかった医療費の総額がいくらのかは分かりづらいのが現状です。

私学事業団では、医療費の総額等をお知らせすることで、加入者及び被扶養者の皆さんに健康管理を心がけていただき、医療費の適正化に資するため、今年も10月下旬に5月受診分の医療費の総額等を記載した「医療費通知」（加入者宛て「親展」扱いの圧着はがき）を学校法人等（任意継続加入者の人は届け出住所）宛てに送付しますので、該当加入者に配付していただきます。

「医療費通知」には、受診者名、受診年月、入院・外来等の別、診療日数、医療費の総額及び自己負担額が記載されています。医療機関名や傷病名の記載はありません。



- 医療機関から本事業団への医療費の請求が遅れた場合は、記載されていません。また、5月以前の受診分を記載することがあります。
- 医療機関名、傷病名及び診療内容等の問い合わせには、お答えできませんので、ご了承ください。
- 「医療費通知」は、確定申告の際の医療費控除の証明書として使用することはできません。
- 一部負担金免除証明書を提示して受診した医療費は、含まれていません。

年金の時効

年金には5年の時効があります
請求時期をご確認ください

年金部 年金第一課

年金を受ける権利は、受給権が発生した日の翌日から請求手続きをしないまま5年を経過すると、時効により消滅します。

加入者が年金受給権発生日を勘違いし、請求手続きを行わないまま時効に該当してしまうケースが見られます。年金の受給権を時効により消滅させないためにも、請求時期をご確認いただき、漏れのないように請求手続きをしてください。

時効となってしまう

勘違いの例

次のような勘違いから時効となる例が多く見られます。

- ・年金は65歳で請求するものと思っていた
- ・私学に在職している間は請求できないものと思っていた
- ・私学共済の加入者期間が短いので年金は請求できないと思っていた
- ・遺族（又は障害）年金を受給しているのに退職共済年金は請求できないと思っていた
- ・まだ会社勤めであり、給与があるので年金は請求できないと思っていた

5年を経過してしまったら

（支払いは5年間は遡れません）

5年を経過してからの年金請求になつてしまった場合には、時効完成前（5年以内）に請求手続きができなかった理由を詳しく書いた「遅延理由書」を請求書に添付していただきます。「遅延理由書」の内容を審査し、やむを得ない理由であったことが認められた場合には、年金の決定を行う、という取り扱いを行っています。

ただし、この場合でも年金の支払いは請求時点から5年間しか遡れません。時効完成前に請求手続きをしていただくようお願いします。



○退職共済年金の請求時期（以下の受給資格要件を満たしたときです）

①私学共済の加入者期間が1年以上ある場合

- ・年齢が所定の年齢以上（注1）
- ・公的年金制度等の加入者期間等が25年以上（注2）

②私学共済の加入者期間が1年未満の場合

- ・年齢が65歳以上
※65歳で私学共済に加入中の場合は、加入者期間が1年以上必要です。
- ・公的年金制度等の加入者期間等が25年以上（注2）

（注1）加入者期間が1年以上ある場合の退職共済年金の支給開始年齢

生 年 月 日	年 齢
昭和28年4月1日以前	60 歳
昭和28年4月2日～ 昭和30年4月1日	61 歳
昭和30年4月2日～ 昭和32年4月1日	62 歳
昭和32年4月2日～ 昭和34年4月1日	63 歳
昭和34年4月2日～ 昭和36年4月1日	64 歳
昭和36年4月2日以降	65 歳

（注2）原則25年以上必要ですが、生年月日等によって期間短縮の特例の措置があります。

（平成26年版「事務の手引」426頁～参照）

（学校法人等へのお願い）

私学在職中の加入者に対する退職共済年金の請求案内については、学校法人等を通して送付しています。該当する加入者本人にお渡しいただき、速やかに年金請求手続きを行うよう、ご周知ください。

積立共済年金・共済定期保険 後期募集 (平成27年4月1日加入)

募集期間 11月4日(火)～11月28日(金) 私学事業団必着

共済業務

●積立共済年金(つみきょう)

加入者が在職中に掛金を積み立て、その積立金と配当金を原資として、退職(脱退)後に年金などを受け取ることができる公的年金を補完する制度です。

月々2,000円(2口)の掛金から積み立てることができ、運用予定利率は1.25%です。

この制度には右の2コースがあります。

※積立金増額のため「中途一時払」の取り扱いができません。

税制適格コース (個人年金保険料 控除の対象)

満65歳までに10年以上掛金を積み立て
→退職(脱退)後、年金又は一時金を選択

自由選択コース (一般生命保険料 控除の対象)

満65歳までに2年以上掛金を積み立て
→退職(脱退)後、年金・医療保険・終身保険及び一時金を複数選択可能

●共済定期保険(きょうさいていき) [共済定期保険専用フリーダイヤル ☎ 0120(716)267]

平日: 9:00～17:15

加入者の多様な保障ニーズに応じて、遺族年金や短期給付などの公的保障制度を補完する制度です。

コースの体系は右のとおりです。

平成27年4月1日加入(又は更新)から「長期休業補償コース」の保険料が変更され、負担が軽減されます。

募集にあたっては、個別案内付申込書が入った封筒を10月下旬に学校法人等宛てに送付しますので、加入者に配付をお願いします。

◆1年ごとに収支計算し、剰余金が生じた場合は配当金を還付します。

(平成25年度配当率)

家族年金コース・学校加入コース	50.68%
医療保障コース	47.25%

◆退職後も継続して加入できる「退職後保障プラン」を引受保険会社で用意しています。このプランは共済定期保険脱退日直前まで継続して2年以上加入している人が対象の個人保険です。

家族年金コース (主契約です)

加入者が死亡又は高度障害になった場合、一時金又は年金を給付します。独身の人も加入することができます(配当金を還付)。

医療保障コース

病気やケガで5日以上入院したとき(配当金を還付)

医療費支援コース

1日以上入院も保障
その他手術、女性疾病にも対応

3大疾病保障コース

がん、急性心筋梗塞、脳卒中と診断され、所定の状態となったとき

長期休業補償コース

病気やケガで60日(免責期間)を超えて就業不能となったとき

学校加入コース

学校法人等が保険料を負担し、加入者へ弔慰金等を支給するなど福利厚生制度を充実させることを目的としています(配当金を還付)。

●申し込み方法

後期募集では、「新規加入」「コース加入」「口数の変更」さらに「被保険者の追加及び脱退(共済定期保険のみ)」を受け付けます。

積立共済年金の新規申し込みをする場合は「新規加入申込書」を、すでに積立共済年金に加入している人が他のコースに加入を希望する又は口数を変更する場合は「コース加入・口数変更(増口・減口)申込書」にて申し込んでください。

共済定期保険の申し込み(新規・変更・脱退)は、パンフレットに記載されている加入資格(告知内容)、支払条件等を確認のうえ、「加入申込書兼告知書」にて手続きをしてください。



送付先 〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5 私学事業団 福祉部保健課貯金係

※より詳しく知りたい教職員を対象に、学校に訪問して説明会を開催します。ご希望の場合は貯金係までお申し出ください。

ポイント

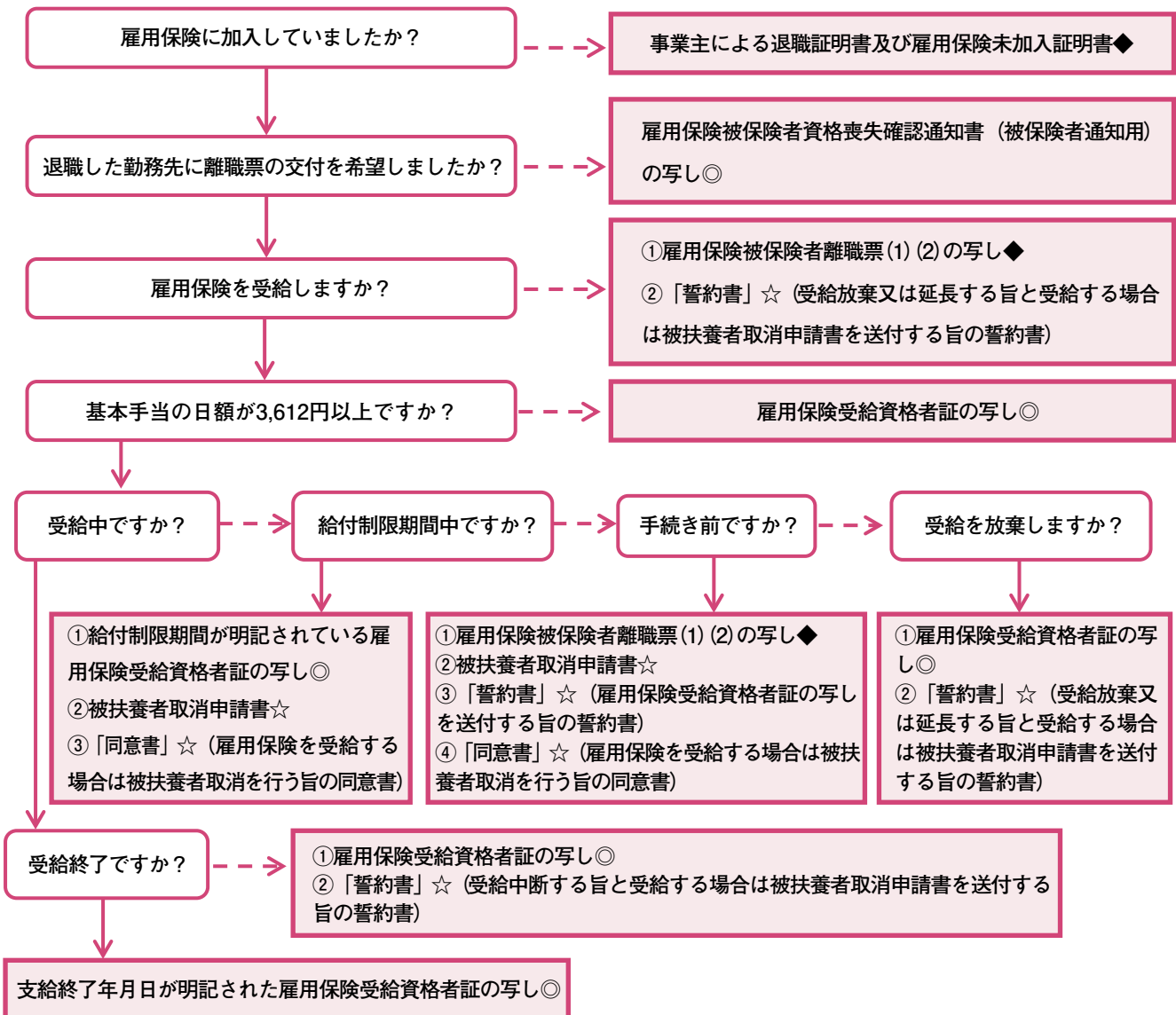
■退職した人を認定する場合は、雇用保険加入の有無の確認が必要になります。

次のフローチャートにしたがって添付書類を確認してください。

- YES ◆退職した勤務先が発行する書類
 --> NO ☆私学共済ホームページからダウンロードできる書類
 ◎ハローワークが発行する書類



共済業務



●雇用保険は給与と同じ性質のものとみなされます。受給期間が90日間で基本手当の日額が4,200円の場合は、 $4,200円 \times 90日 = 378,000円$ で、受給総額は130万円未満ですが、年収に換算すると、 $4,200円 \times 360日 = 1,512,000円$ となり、130万円以上となるため被扶養者にはなりません。

●65歳以上の人で、退職を理由に申請する場合、雇用保険は一時金とみなされますので受給の有無は問いません。

●「被扶養者認定申請書」は複写式となっていますので、私学共済ホームページからはダウンロードできません。お手数ですが共済事業本部又は各ガーデンパレス共済業務課までご連絡ください。

次回は12月号で、子どもが生まれた場合の被扶養者の認定申請についてご案内します。

被扶養者認定申請事例集①

業務部 資格課

私学共済制度では、主として加入者の収入で生計を維持している配偶者や子などの家族についても、病気やケガをしたときに保険診療等の給付を受けることができます。この家族のことを「被扶養者」といいます。

被扶養者の認定申請は難しく、必要な添付書類が分からないという声が寄せられています。そこで、3回にわたり、被扶養者の認定申請について具体的な事例をあげて説明します。

また、被扶養者の基本的な事項は、「平成26年版 事務の手引 91頁 第7章 被扶養者」を参照してください。

共済業務

Q 私の妻（60歳未満）は昨年の年収が140万円ありましたが、今年3月31日で退職しました。前年の収入が130万円以上ありましたが、被扶養者にはなれませんか。

また、雇用保険も受給する予定で、基本手当の日額は3,500円です。被扶養者に認定できるとしたらどのような手続きをしたらよいですか。

A 被扶養者の認定基準となる収入要件は、現在の恒常的な収入^{〔注1〕}によって算定します。

したがって、昨年の収入は認定限度額である130万円を超えていますが、現在は退職していますので被扶養者になれます。退職が認定の事由となりますので、前年の収入は問いません。

退職後の恒常的な収入は雇用保険となりますが、基本手当の日額が3,500円のため、1日当たりの被扶養者の認定限度額^{〔注2〕}を超えませんが、受給していても被扶養者になれます。

〔注1〕

給与収入、恩給、公的年金、個人年金、傷病手当金、失業給付金、資産所得、事業所得などの収入で継続して入る、又は入る予定のものをすべて含みます。

〔注2〕

被扶養者の認定限度額（1日当たり）＝130万円/360日≒3,612円となりますので、失業給付を受けていても3,612円未満の場合は、被扶養者になれます。

【被扶養者認定申請書に添付する書類】

被扶養者を認定する場合は、加入者との続柄及び生計維持関係が確認できる書類が必要になりますので次の書類を添付してください。

①続柄、生年月日を確認するために戸籍謄本等（加入者が世帯主の場合は、続柄（妻）が記載されている住民票でも可）

②退職年月日、基本手当の日額（3,612円未満）を確認するために雇用保険受給資格者証の写し

③「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）届」

60歳未満の配偶者を認定する場合は、国民年金の第3号被保険者に該当しますので、第2号被保険者（加入者）の勤務先である学校法人等を経由して私学事業団に提出していただき、被扶養者の認定証明等をした後、本事業団の所在地を管轄する文京年金事務所に進達します。

※ 被扶養者の認定については、要件を備えた日から30日以内に申請書が提出されないと本事業団が申請書を受理した日が認定日となります。

認定日前に病院にかかった医療費は全額自己負担となりますので、ご注意ください。





共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

ご照会の際には、学校記号番号、加入者番号が確認できるものをお手元にご用意ください。

積立貯金

後期申し込み締め切り 残高通知書等の送付

- ①積立貯金の後期加入申し込みは**10月24日(金)**(私学事業団必着)までとなります。ご希望の場合はお早めにお申し込みください。
- ②「積立貯金決算明細書」は10月上旬に、貯金者にかかる「積立貯金残高通知書」は10月中旬に、学校法人等宛てに送付します。【福祉部 保健課】

住宅貸付の申し込みの際には 団体信用生命保険の加入をお勧めします

団体信用生命保険は、住宅貸付を借り受けている加入者が償還中に死亡又は高度障害になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度(任意加入)です。安心してマイホームに住み続けるために、住宅貸付を申し込む際にはぜひご加入ください。

【福祉部 貸付課】

被扶養配偶者のローマ字氏名登録

平成26年10月から、日本国籍を有しない厚生年金の被保険者(国民年金第2号被保険者)と被扶養配偶者(国民年金第3号被保険者)について、年金記録の適正な記録管理を行うため、ローマ字氏名の登録が義務付けられました。これに伴い、私学共済制度の日本国籍を有しない被扶養配偶者においても、ローマ字氏名の登録が必要となりました。また、すでに国民年金第3号被保険者の届け出が済んでいる日本国籍を有しない被扶養配偶者についても、ローマ字氏名の登録が必要となりますので、ご協力をお願いします。

なお、日本国籍を有しない私学共済制度の加入者(国民年金第2号被保険者)については、ローマ字氏名の登録は不要です。※詳細は、私学共済ホームページをご確認ください。【業務部 資格課】

加入者向広報「レター」11月号等の送付

加入者向広報「レター」11月号、積立共済年金の募集パンフレット等を10月下旬に学校法人等宛てに送付します。「レター」の送付部数は、9月末現在で確認されている加入者数となります。なお、送付状に事務担当者用ログインのユーザー名とパスワードを掲載しています。

【広報相談センター 広報班】

年末調整用証明書の送付

①積立共済年金加入者

9月下旬に、生命保険料控除のための証明書(個人年金用・一般生命保険用)を積立共済年金加入者の届け出住所宛てに送付しました。なお、平成26年10月1日新規加入者は初回掛金振替後の10月下旬以降順次送付します。

②共済定期保険加入者

10月中旬に、生命保険料控除のための証明書を共済定期保険加入者の届け出住所宛てに送付します。

【福祉部 保健課】

③住宅貸付借受者

平成25年12月までに住宅貸付を借り受けた人の「住宅借入金等特別控除」のための26年分「残高証明書」を、10月中旬に学校法人等宛てに送付します。

※26年中に住宅貸付を受けた人及び残高証明書交付後、借入金年末残高等に異動が生じた人にかかる確定申告用の「残高証明書」は、27年1月中旬に学校法人等宛てに送付します。【福祉部 貸付課】

10月の共済業務スケジュール

2日(木)	貸付 送金
6日(月)	貸付 9月分定期償還期限
10日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(水)	貸付 11月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り
20日(月)	貯金 送金
22日(水)	貸付 送金
24日(金)	積立共済年金 脱退申出等締め切り 貯金 後期加入・払戻・解約請求締め切り
28日(火)	掛金 9月分掛金口座振替(自振校のみ) 貸付 10月分定期償還口座振替(自振校のみ)
31日(金)	貸付 11月25日送金申し込み締め切り 掛金 9月分納期限

11月の共済業務スケジュール

4日(火)	積立共済年金・共済定期保険 後期加入申し込み開始 貸付 送金
6日(木)	貸付 10月分定期償還期限
10日(月)	貯金 払込期限(必着)
14日(金)	貸付 12月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り
17日(月)	アイリスプラン 年金コース加入申し込み締め切り

委員の就退任のお知らせ

◆共済審査会

退任 大竹 則雄
木内 秀樹
三友 宏
(平成26年8月31日付)
新任 田島 久美子
高橋 あゆち
宮川 博光

再任 川並 孝純
吉野 英治
和智 紀朗
飯岡 利通
佐々木 順司
諸星 裕美
(平成26年9月1日付)

「月報私学」ホームページ掲載のご案内

私学事業団では、刊行物「月報私学」をホームページに掲載しています(PDF形式)。

毎月各学校等へ送付しておりますが、部数に限りがありますので、ぜひホームページもご活用ください。

■ 毎月1日更新 ■ 私学事業団ホームページ〔広報誌・刊行物一覧▶月報私学〕

〒102-8145 千代田区富士見1-10-12

日本私立学校振興・共済事業団 企画室

☎03(3230)7811・7822 Eメール kikaku@shigaku.go.jp



助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

私立学校等からの研修生受け入れ

私学事業団では、私立学校教育の振興に関する実務経験等を通じ、当該私立学校等の運営の充実を図るための広い見識と実務能力の育成を図ることを目的として、助成業務においては私立学校等の職員を受け入れる研修制度を設けています。

平成27年度の研修生受け入れに関する募集要項は、10月中旬にホームページ等でお知らせする予定ですのでご覧ください。

【総務部 人事課】

☎03(3230)7883・7884

Eメール jinji@shigaku.go.jp

平成27年度「若手研究者奨励金」及び「学術研究振興資金」の公募締め切り

8月4日付けで、大学・短期大学・高等専門学校法人宛てに送付しました、標記にかかる書類の提出締め切りが近づいています。

応募される学校法人は、下記の提出期限までに「研究計画推薦書」、「研究計画調書」等、必要書類を私学事業団寄付金課までご提出ください。

なお、「若手研究者奨励金」と「学術研究振興資金」で提出期限が異なりますので、ご注意ください。

公募要領、公募様式等については、私学事業団ホームページ〔助成業務のご案内▶学術研究振興資金▶平成27年度学術研究振興資金公募様式等 及び 平成27年度学術研究振興資金(若手研究者奨励金)公募様式等〕をご覧ください。

【提出期限】

「若手研究者奨励金」：10月6日(月)

「学術研究振興資金」：10月24日(金)

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7316・7319

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

私学共済ホームページから宿泊予約ができます。
<http://www.shigakukyosai.jp/>

食欲の秋は、仙台名物をご堪能ください。



仙台ガーデンパレス（外観）

ずんだ餅や銘菓・萩の月が有名な仙台ですが、牛タンも根強い人気を誇ります。麦飯やテールスープと一緒に食べるのが仙台流ですが、つけあわせの南蛮味噌も逸品です。醪（もろみ）に漬け込まれた青唐辛子の辛味に麦飯を掻き込む勢いは止まりません。ぜひ仙台でご賞味ください。

ご家族・お友達同士なら和室がピッタリ！

～和室格安わくわくプラン～

1泊1室（2～5名様）13,000円

10畳の和室をご利用いただける人気のプランです。

- ・チェックイン14時 チェックアウト10時
- ・別途1,200円（1名様）で朝食バイキングをご利用いただけます。



和室（イメージ）

～私学カード会員宿泊プラン～

1泊朝食（1名様） 5,800円

1泊食事なし（1名様）5,300円

- ・私学カードでご精算される方限定の宿泊プランです。
- ・チェックイン15時 チェックアウト10時
- ・朝食はバイキングスタイル（7時～9時）です。

★休日等は、両プランともご利用いただけません。詳しくはフロントまでお問い合わせください。
 ★おせち料理の予約受付中。詳しくは仙台ガーデンパレスホームページをご覧ください。

「私学メンバーズカード」は、直営宿泊施設の永久利用証を兼ねたクレジットカードです。詳しくは、ホームページをご覧ください。

私学カード 検索



HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
仙台ガーデンパレス

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5（JR「仙台」駅東口から徒歩3分）
 ☎022(299)6211
<http://www.hotelgp-sendai.com/>

融資事業のご案内

平成26年度融資のご相談、お待ちしております！

■ 融資金利表（平成26年10月1日現在）

融資費目	返済期間		
	20年以内 (うち据置2年)	10年以内 (据置年数含む)	6年以内 (据置年数含む)
【一般施設費】 校(園)舎、体育館、講堂、遊戯室等の建築事業並びに校(園)地の買収事業等	1.2	0.7	0.6
【特別施設費】 寄宿舎、国際交流会館、セミナーハウス等の建築事業並びに当該施設建築のための土地買収事業等	1.3	0.8	—
【教育環境整備費】 校教具、通園バス等の購入 ※幼稚園、特別支援学校、専修学校が対象	—	—	5年6か月以内 (うち据置6か月) 0.5
【教育環境整備費】 大型設備・情報技術整備等	—	0.7	—

※融資金利は毎月の金利情勢により変更することがあります。
 ※上記費目以外にも災害復旧事業、公害対策事業等が対象となります。

**校舎、園舎等の施設の建築
(改修も含みます)**

校地、園地の購入

機器備品の購入

私学事業団融資は、長期借入・固定金利・元金据置（最大2年間）・元金均等償還です。

施設整備をご計画の際は「安心で、安定感のある」本事業団資金のご利用を検討されてはいかがでしょうか。

26年度融資事業については、現在受付中です。

ご相談はお早目にどうぞ

問い合わせ先
(私学振興事業本部)

融資部 融資課 ☎03(3230)7861～7867
 Eメール yushi@shigaku.go.jp